

観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議 設置要綱

第 1. 趣旨

観光立国推進基本計画（令和 5 年 3 月閣議決定）においては、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、戦略に基づいた施策を推進することとしており、観光地域づくり法人（以下「DMO」という。）については、世界に誇る観光地形成に向けたDMOの形成等に取り組んでいるところである。

インバウンドの状況に目を向ければ、足元の外国人延べ宿泊者数は、2019 年同月比で堅調な回復を示しているものの、宿泊先地域によっては偏在傾向が見られ、インバウンドの地方誘客促進の観点から課題が顕在化しつつある。

このような中、DMOを司令塔とした観光地域づくりの推進に当たって、今後DMOに必要となる機能について検討することを目的に、「観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議（以下「本会議」という。）」を設置する。

第 2. 主な検討事項

- (1) インバウンド地方誘客を支えるDMOに求められる要件
- (2) DMOの登録要件の在り方
- (3) 世界的なDMOの形成に向け求められる要件
- (4) その他関連する事項

第 3. 委員等

- (1) 本会議の委員は別紙のとおりとする。
- (2) 本会議の座長は、互選により決定する。
- (3) 座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

第 4. 庶務

本会議の庶務は、観光庁観光地域振興部観光地域振興課が行う。

ただし、観光庁観光地域振興部観光地域振興課の監督の下、当該本会議の運営を観光庁から請け負う者が処理することができる。

第 5. 運営

- (1) 本会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (2) 前各項に定めるもののほか、本会議の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。
- (3) 本会議は、原則として冒頭のみ公開とし、会議の内容は非公開とする。
- (4) 会議資料及び議事概要については原則として公開することとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

観光地域づくり法人の機能強化に関する有識者会議
委員名簿

(敬称略・五十音順)

委員

池上 重輔	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授
梅川 智也	國學院大學 観光まちづくり学部観光まちづくり学科 教授
大社 充	特定非営利活動法人デスティネーション総研 代表 芸術文化観光専門職大学 教授
デービッド・アトキンソン	株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長
原 忠之	セントラルフロリダ大学 テニユア付准教授
府川 尚弘	I N D I G O 合同会社 代表
矢ヶ崎 紀子	東京女子大学 現代教養学部国際社会学科 教授
山田 桂一郎	J T I C . S W I S S 代表
山田 拓	株式会社美ら地球 代表取締役

事務局

観光庁観光地域振興部観光地域振興課